

出版権、著作隣接権

著作権法

弁護士 尾関孝彰

2025年6月30日改訂

著作権

- 複製権者・公衆送信権者は、著作権を設定することができる（79条1項）。
- 著作権には、頒布目的で原作の複製を独占して行う権利（80条1項1号出版）と、原作の公衆送信（80条1項2号出版）を独占して行う権利がある。

79条1項

「第二十一条又は第二十三条第一項に規定する権利を有する者（以下この章において「複製権等保有者」という。）は、その著作物について、文書若しくは図画として出版すること（電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録し、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物により頒布することを含む。次条第二項及び第八十一条第一号において「出版行為」という。）又は当該方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。以下この章において同じ。）を行うこと（次条第二項及び第八十一条第二号において「公衆送信行為」という。）を引き受ける者に対し、著作権を設定することができる。」

80条1項

「著作権者は、設定行為で定めるところにより、その著作権の目的である著作物について、次に掲げる権利の全部又は一部を専有する。

- 一 頒布の目的をもつて、原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利（原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む。）
- 二 原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信を行う権利」

著作権

- 複製権者・公衆送信権者は、著作権を設定することができる（79条1項）。
- 著作権には、頒布目的で原作の複製を独占して行う権利（80条1項1号出版）と、原作の公衆送信（80条1項2号出版）を独占して行う権利がある。
 - ↓
 - ✓ 特定かつ少数人に配布する目的での複製は頒布目的での複製ではないので、当該複製には著作権の効力は及ばない。
 - ✓ 複製権者が著作権を設定したとき、別の者が譲渡権を有していた場合、著作権者が複製物を公衆に販売するためには、別途、譲渡権者の承諾が必要になる。
- 著作権が設定されているとき、特別の契約条件がない限り、著作権者は、頒布目的での複製及び公衆送信をすることができない。
- 著作権の具体的内容は、出版契約で自由に定めることができる。
- 著作権は、本来、著作権者に出版の許諾をさせ、他の者への出版の許諾を禁止する債権であるが、著作権法により排他的効力が与えられている（80条1項）。
- 著作権者は、著作権を侵害する者に対し、自己の名で差止請求と損害賠償請求をすることができる（112条、114条は、請求主体として著作権者を明示している）。
- 著作権設定の登録は、第三者に対して著作権を主張するための対抗要件とされている（88条1項）。著作権者は、著作権を登録しなければ、第三者に対して著作権の取得を対抗することができない。
- 著作権設定以外の著作権ライセンスは、登録することができない（63条の2、77条）。

著作隣接権

- 著作権法は、政策的に、著作物を伝達するために重要な役割を担っている特定の者に対し、著作隣接権を付与している。
- 著作隣接権の権利者は、次の3者。
 - ①実演家
 - ②レコード製作者
 - ③放送事業者・有線放送事業者
- 著作隣接権は、著作権と同様、無方式で発生する。
- 著作隣接権は、著作権とは別個独立の権利であり、著作権に影響を与えない（90条）。
- 実演家には人格権（氏名表示権と同一性保持権）が付与されている。

著作隣接権（実演家の権利）

- 実演の定義

2条1項3号 「**著作物を**、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること（これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものを含む。）をいう。」

- 実演家の定義

2条1項3号： 「俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行う者及び実演を指揮し、又は演出する者をいう。」

- 実演家は、自分が行った、指揮した又は演出した実演について著作隣接権を有する。

- 実演家の権利については、職務著作規定に相当する規定がないため、法人が原始的に権利主体となることはない。ただし、法人への譲渡は可能である（103条、61条1項）。

- 他人の著作物を無断で実演した場合（公衆に見せることを目的として上演した場合には、上演権侵害になる）にも、実演家の権利は発生する。

著作隣接権（実演家の権利）

■ 録音・録画権（91条1項）

✓ 実演家は、自分が行った、指揮した又は演出した実演を録音・録画する権利を専有する（91条1項）。

■ 映画著作物についての録音・録画権のワンチャンス主義

✓ 映画に録音・録画された実演については、映画に録音・録画されることの承諾により、録音・録画権は消尽する。ただし、映画に録音された音（サウンドトラック）だけを複製する行為については、なお録音権が及ぶ（91条2項）。

【ワンチャンス主義の趣旨：譲渡権・頒布権の消尽と同じ考え】

- 製作に多額の費用がかかる、多くの者の創作の集合であるという映画の属性を考慮して、映画の著作物に含まれる権利を整理して、映画の著作物の円滑な流通を確保する。
- 実演家は、最初の録音・録画の承諾の際に、映画の著作物に関する録音・録画権を喪失することの対価を回収すればよい。

■ 放送権・有線放送権（92条1項）、送信可能化権（92条の2第1項）

■ 放送、有線放送、送信可能化のワンチャンス主義

✓ 録音・録画権者の承諾の下録音・録画された実演には放送権・有線放送権、送信可能化権は及ばない（92条2項、92条の2第2項）。→当該録音・録画データを放送、アップロードすることができる。

■ 譲渡権（95条の2）

■ 商業用レコードの貸与権（95条の3）

著作隣接権（レコード製作者の権利）

- 「レコード」の定義（2条1項5号）： 「蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの（音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。）をいう。」
- 「レコード製作者」の定義（2条1項6号）： 「レコードに固定されている音を最初に固定した者をいう。」
- 対象となる音（音源）は著作物に限定されない。
- レコード製作者は、そのレコードに固定された音（音源）について、複製権（96条）
送信可能化権（96条の2）
譲渡権（97条の2）
商業用レコードの貸与権（97条の3）
を有する。
- 複製権（96条）
 - ✓ レコード製作者は、そのレコードを複製する権利を専有する。
 - ✓ 第1レコード製作後、新たに、同じ曲を同じ歌手が歌い、それを媒体に固定して第2レコードを製作した場合、第1レコード製作者の複製権は、第2レコードには及ばない。
 - ✓ CDを増製・頒布するためには、①作詞家・作曲家の複製権・譲渡権の許諾、②歌手（実演家）の録音権・譲渡権の許諾、③レコード製作者のレコード複製権・譲渡権の3者からの許諾が必要。
- レコード製作者に人格権はない。

著作隣接権（放送事業者・有線放送事業者の権利）

- 放送事業者・有線放送事業者は、**放送する音・映像について**
複製権
再放送権・再有線放送権
送信可能化権
伝達権
を有する。
- 保護される放送は、著作物の放送に限られない。スポーツ中継にも放送事業者・有線放送事業者の権利が発生する。
- 異なる放送事業者が同一の音・映像を放送した場合、各自が放送する音・映像について著作隣接権を有する。